

やまぐち産業イノベーション促進補助金
〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕 交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 補助金は、やまぐち維新プランの重点的な施策の推進及びやまぐち産業イノベーション戦略の重点成長分野の拡大、発展を促すため、高い成長が期待される航空機・宇宙産業分野において、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）が行う研究開発等補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）に係る経費の一部を補助することにより、県内での事業化を促進し産業の育成・集積を図ることを目的とする。

（補助事業）

第3条 補助事業は、一貫生産による生産化を踏まえた、航空機・宇宙機器産業における新製品等の研究開発・実証実験を行う「航空機・宇宙機器研究開発促進事業」とする。

（補助事業の区分等）

第4条 補助限度額は15,000千円とする。

- 2 補助率は2／3以内とする。
- 3 補助対象経費は別表のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書（第1号様式）を公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下、「理事長」という。）が別に定める期日までに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請を行うに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付の決定）

第6条 理事長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合において、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（第2号様式）を当該申請書を提出した者に通知するものとする。

- 2 理事長は、前項の規定により交付を決定する場合において、前条第2項により補助金

に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

- 3 理事長は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 補助事業者は、第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を理事長の承認を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第7条 補助事業者は、当該事業の内容又は経費の配分に係る変更承認を受けようとする場合は、変更承認申請書(第3号様式)によらなければならない。

ただし、理事長が別に定める軽微な変更については、この限りではない。

- 2 補助事業者は、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、補助事業(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)によらなければならない。
- 3 補助事業者は、事業の予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は遂行が困難となった場合は、速やかに遅延等報告書(第5号様式)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第8条 前項第1項ただし書の理事長が定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 第1号様式又は第3号様式の補助事業計画書中、経費支出内訳における補助事業に要する経費の配分のうち、各費目区分相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の30パーセント以内の変更の場合。
- (2) 補助の目的、能率に影響を及ぼさない範囲の原材料等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他補助事業の細部の変更をする場合。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は第7条第2項の規定による廃止の承認を受けたときは、承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(第6号様式)を理事長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第10条 理事長は、前条第1項の報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(第7号様式)を当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払等)

- 第 1 1 条** 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の交付を受けようとするときは、補助金（精算払・概算払）請求書（第 8 号様式）を理事長に提出しなければならない。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、第 6 条第 1 項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。
- 3 補助事業者は、前項に規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金（精算払・概算払）請求書（第 8 号様式）を理事長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

- 第 1 2 条** 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(財産の処分の承認)

- 第 1 3 条** 補助事業者等は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次に掲げるものを、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ、理事長の承認を受けなければならない。
- (1) 不動産及びその従物
- (2) 取得価格又は効用の増加した額が一台につき 5 0 万円以上の機械及び器具(補助金等の交付の目的を達成する上で特に必要がないと認められるものを除く。)
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、理事長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、補助事業者等は、次に掲げる場合には、同項の承認を受けることを要しない。
- (1) 補助事業者等が補助金等の全部に相当する金額を公益財団法人やまぐち産業振興財団（以下、「財団」という。）に納付した場合
- (2) 当該財産の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号)で定める耐用年数をいう。)の期間(理事長が別に期間を定めたときは、その期間)を経過した場合

(財産の処分及び管理)

- 第 1 4 条** 前項の規定による承認申請書は、財産処分承認申請書（第 9 号様式）によらなければならない。
- 2 理事長は、前項の規定による承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができるものとする。
- 3 補助事業者は、事業が完了した後も、当該事業により取得し、又は効用が増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、取得財産について、取得財産管理台帳（第 1 0 号様式）を備え、管理しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条** 補助事業者は、補助事業終了後に申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 2 前項の報告書は、額の確定に伴う報告書(第11号様式)によらなければならない。
- 3 理事長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助事業の事業化)

- 第16条** 補助事業者は、補助事業の県内での事業化に努めなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の事業化に向けた活動状況について、理事長に事業化活動状況報告書(第12号様式)を提出しなければならない。

(知的財産権に関する届出)

- 第17条** 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、著作権等(以下「知的財産権」という。)を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前項第2項の規定による事業化活動状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(収益納付)

- 第18条** 理事長は、事業化活動状況報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が当該補助事業の実施結果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたとき認めるときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を財団に納付させることができるものとする。

(報告及び検査)

- 第19条** 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

- 第20条** 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第6条第3項(第7条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付した条件に違反したとき。
- (3) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受

領の日から納付の日までの日数に応じて年利8.25%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

- 3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

費目	費目内訳	補助対象経費
人件費	人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に係る人件費
	補助員人件費(賃金)	事業を実施するために必要な補助員に係る賃金等
機器設備費	機械器具設置費	1 機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 2 機械装置又は工具・器具を製作する場合の設計、原材料、部品等の購入に要する経費
共同研究費	共同研究費	研究開発グループの構成員が行う研究開発等を実施するために支払われる経費
委託費	委託料	研究開発グループで実施不可能な研究開発事業の一部について、外部の事業者等に委託する場合に要する経費
事業費	謝金	研究開発において、専門家等からの技術指導を受ける際の専門家謝金
	旅費	1 専門家からの技術指導をうける際の専門家旅費 2 研究開発における研究者等の旅費
	役務費	研究に必要な機械装置の保守等に要する経費
	原材料費	1 直接使用する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費 2 実験、分析等を行うための材料等の購入に要する経費
	使用料及び賃借料	研究開発を実施する上で必要となる機器・装置等の使用料、会場借料等に要する経費
	外注費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費
	消耗品費	事業を行うために必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費
	特許出願等経費	日本国特許庁及び外国特許庁への特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る手数料並びに弁理士に要する経費
その他	その他	研究開発を実施する上で特に必要と認められるもの

別記

第1号様式（第5条関係）

年（ 年） 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金
〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕 交付申請書

航空機・宇宙機器研究開発促進事業を下記のとおり行いますので、やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

（別紙 補助事業計画書 総括表 参照）

- | | |
|----------------|---|
| (1) 補助事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

3 事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

（別紙 補助事業計画書のとおり）

4 事業完了予定年月日

年 月 日

5 添付書類

- (1) 補助事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書

補助事業計画書 総括表

事業の名称					
補助事業者					
概要					
研究開発 体制					
事業期間					
補助申請額	(単位：千円)				
	区 分	年度	年度	年度	合計
	補助事業に要する経費				
	補助対象経費				
	補助金交付申請額				
研究開発の 内容・目標					
技術の新規 性・優位性					
事業化の 見 通 し					
地域経済へ の波及効果					
そ の 他 特 記 事 項					

補助事業計画書

1 現状・課題

現	状

課	題

2 事業の内容

これまでの 研究開発の状況

事業の内容																																							
全体事業内容																																							
【全体工程表】																																							
<table border="1"><thead><tr><th>年度 項目</th><th>年度</th><th>年度</th><th>年度</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	年度 項目	年度	年度	年度																																			
年度 項目	年度	年度	年度																																				
【事業内容】																																							
【目標・期待される効果】																																							
年度別事業内容																																							
◎ 年度																																							
【工程表】																																							
<table border="1"><thead><tr><th>月 項目</th><th>4 月</th><th>5 月</th><th>6 月</th><th>7 月</th><th>8 月</th><th>9 月</th><th>10 月</th><th>11 月</th><th>12 月</th><th>1 月</th><th>2 月</th><th>3 月</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	月 項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																										
月 項目	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月																											
【事業内容】																																							
【目標・期待される効果】																																							

研究開発の 先導性・先進性	
------------------	--

研究開発体制等	<p>【体制図】</p> <div style="border: 1px dashed black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p>【構成メンバーの概要】</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業概要</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主な役割</td> <td></td> </tr> </table> <p>【その他体制面での特徴等】</p>	名 称		事業概要		主な役割	
名 称							
事業概要							
主な役割							

経 費 内 訳	<p>【全体計画】</p> <p>今年度の詳細は、別紙2（事業収支計画書）のとおり。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 25%;">補助事業に 要する経費</th> <th style="width: 25%;">補助対象経費</th> <th style="width: 35%;">補助金申請額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■収入内訳</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">区 分</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">補助事業に 要する経費</th> <th colspan="3" style="text-align: center;">資 金 内 訳</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">補助金</th> <th style="width: 20%;">自己資金</th> <th style="width: 25%;">その他 (借入金等)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金申請額	年度				年度				年度				合計				区 分	補助事業に 要する経費	資 金 内 訳			補助金	自己資金	その他 (借入金等)	年度					年度					年度					合計				
区 分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金申請額																																														
年度																																																	
年度																																																	
年度																																																	
合計																																																	
区 分	補助事業に 要する経費	資 金 内 訳																																															
		補助金	自己資金	その他 (借入金等)																																													
年度																																																	
年度																																																	
年度																																																	
合計																																																	

3 事業化の見通し

(1) 事業化する市場の動向分析

--

(2) 研究開発成果の事業化

【事業化のイメージ及び実現性】

製 品	
-----	--

【事業化までの工程】

計画内容	年度	年度	年度	合計

【事業化の効果】

区 分	年度	年度	年度	合計
売 上				
設 備 投 資				
雇 用				

【県内経済への波及効果】

(3) その他特記事項

--

補助事業に係る収支予算書

1 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
(1) 補助事業に要する経費		
(2) 補助対象経費		
(3) 補助金交付申請額		

2 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	主な種別	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 交付申請額
年度						
	小 計					
	小 計					
年 度 計						
年度						
	小 計					
	小 計					
年 度 計						
年度						
	小 計					
	小 計					
年 度 計						
合 計						

(別紙) 共同研究費説明書

1 共同研究費の概要

相手先	
内容	
経費	
期間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	種別	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
合計							

※共同研究開発の対象となる経費は、補助対象経費と同様です。

（ 住 所 ）
（ 企 業 名 ）

年 月 日付けで交付申請のあった 年度やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕については、やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、通知します。

年（ 年） 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 印

記

- 1 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、交付要綱第7条の規定に基づく補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

- 2 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に交付申請取下書を理事長に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ交付要綱第3号様式による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付要綱第8条第1項のただし書きに規定する軽微な変更とは、補助事業に要する経費配分のうち、各費目区分相互間で配分変更する場合であって、そのいずれか低い額の30パーセント以内の変更をしようとする場合をいう。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、交付要綱第4号様式による申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から20日を経過した日又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い日までに交付要綱第6号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。
- 6 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。
- 7 補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合においてすでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利8.25%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

年（ 年） 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金
〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕 変更承認申請書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により交付決定のあった航空機・宇宙機器研究開発促進事業の内容を下記のとおり変更したいので、やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱第7条第1項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（別紙のとおり）

3 変更後の事業に要する経費及び補助金交付申請額

（別紙 補助事業計画書 総括表（変更後） 参照）

- | | |
|--------------|---|
| (1) 事業に要する経費 | 円 |
| (2) 補助対象経費 | 円 |
| (3) 補助金交付申請額 | 円 |

4 変更後の事業の内容及び事業に要する経費の配分並びに補助金算出の根拠

（別紙 補助事業計画書（変更後） のとおり）

5 添付書類

当初交付申請時の添付書類に準ずる

別紙

1 補助事業の内容（変更部分）

変 更 前	変 更 後

2 補助対象経費の配分

（単位：円）

経費区分	事業に要する経費		補助対象経費		補助金申請額	
	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
合 計						

3 補助事業計画書（変更後）

別紙のとおり

※ 補助事業計画書（変更後）の様式は、当初の補助事業計画書に準じて作成することとし、表題に（変更後）を追加すること。

年（ 年） 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕補助事業（中止・廃止）承認申請書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により交付決定のあった航空
機・宇宙機器研究開発促進事業について、下記のとおり事業を（中止・廃止）したいので、
やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業
分野）〕交付要綱第7条第2項の規定により承認されるよう申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

中止： 年 月 日 ～ 年 月 日

廃止： 年 月 日

年（ 年） 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕補助事業遅延報告書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により交付決定のあった航空
機・宇宙機器研究開発促進事業について、下記のとおり事業に遅延が生じたので、やまぐ
ち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕
交付要綱第7条第2項の規定により報告します。

記

- 1 事業の進捗状況
- 2 遅延等の内容及び原因
- 3 遅延等の発生までに事業に要した経費
- 4 遅延等に対して講じる措置
- 5 事業の遂行及び完了の予定

年（ 年） 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕実績報告書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により交付決定のあった航空
機・宇宙機器研究開発促進事業について、下記のとおり事業を完了（廃止）したので、や
まぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分
野）〕交付要綱第9条第1項の規定により下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業完了（廃止）年月日
年 月 日
- 2 事業の成果
- 3 事業実績報告書
別紙のとおり
- 4 添付書類
 - (1) 補助事業の内容を明らかにする書類
 - (2) 補助事業に係る収支状況を明らかにする書類

事業実績報告書

1 補助事業の名称

--

2 補助事業者

--

3 補助事業の成果（総括）

--

4 補助事業の内容及び実績

【事業化の効果（採択年度以降、見込みを含む。）】				（単位：件数、千円、人）
区 分	年度	年度	年度	合計
事業化件数				
売 上				
┆ うち県内				
設 備 投 資				
┆ うち県内				
雇 用				
┆ うち県内				
※売上には有償サンプル等も含む				

※補助事業計画書の内容に添って、補助事業の実績を記載すること。

5 補助事業に係る収支状況

(1) 補助事業に要した経費、補助対象経費及び補助金申請額

(単位：円)

区 分	全 体 計 画	う ち 年 度
(1) 補助事業に要する経費		
(2) 補助対象経費		
(3) 補助金申請額		

(2) 補助事業経費（全体計画）

(単位：円)

年度	費 目	主な種別	主な仕様	補助事業に 要する経費	補助対象 経 費	補 助 金 申 請 額
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
年度						
	小 計					
	小 計					
	年 度 計					
合 計						

(別紙) 共同研究費説明書

1 共同研究費の概要

相手先	
内容	
経費	
期間	
特記事項	

2 経費内訳

(単位：円)

費目	種別	仕様	単位	数量	単価	金額	備考
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
	小計						
合計							

※共同研究開発の対象となる経費は、補助対象経費と同様です。

(別紙) 県内での工場などの生産拠点の整備計画書

1 計画

【概要】	
予 定 地 域	
整 備 時 期	
生 産 内 容	
投 資 規 模 等	[設備投資計画] [雇用計画]

【県内企業との連携】

2 その他特記事項

--

企業名
代表者 様

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕補助金額確定通知書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号で交付決定した上記補助事業に
ついて、下記のとおり補助金額が確定しましたので、やまぐち産業イノベーション促進補
助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱第10条の規定に基
づき、通知します。

記

補助金確定額 金 _____ 円

(単位：円)

事業費	円
(内 消費税額)	円
交付決定額	円
実績報告額	円
補助金確定額	円

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕（精算払・概算払）請求書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により額の確定のあった航空
機・宇宙機器研究開発促進事業について、やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空
機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱第11条の規定に基づき、下記
のとおり補助金を請求します。

なお、交付決定通知書の内容及び条件は、すべてこれを了承します。

記

（精算払・概算払）請求金額 金 円也

（請求額算定表）

区 分	金 額 (円)
交 付 決 定 額	
補 助 金 の 確 定 額	
補 助 金 受 領 済 額	
今 回 の 請 求 額	
残 額	

（振込口座）

金 融 機 関 名	銀行	支店
預 金 口 座 種 別	当座	普通
口 座 番 号		
口 座 名 義 人 (カタカナで記入)		

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕に係る財産処分承認申請書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により交付決定のあった航空
機・宇宙機器研究開発促進事業について、当該事業により取得した財産を下記のとおり処
分したいので、やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・
宇宙機器産業分野）〕交付要綱第14条の規定により、承認を申請します。

記

1. 取得財産の品目及び取得年月日

2. 取得価格及び時価

3. 処 分 の 方 法

4. 処 分 の 理 由

第10号様式（第14条関係）

取得財産等管理台帳

区分	財産名 (取得年月日)	規格	単位	数量	単価 (円)	金額 (円)	保管場所

(記載注意)

1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効果の増加価格がやまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱第13条に定める処分制限額以上の財産とする。
2. 財産名の区分は（イ）原材料（ロ）構築物（ハ）機械装置・工具器具（ニ）無体財産権（知的財産権等）（ホ）その他
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、分割して記載のこと。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金額（理事長が確定通知書により通知した額）

円

2. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額

円

3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税額に係る仕入れ控除額

円

4. 補助金返還相当額（3－2）

（注）1. 別紙として積算の内訳を添付すること。

年 月 日

公益財団法人やまぐち産業振興財団
理事長 楠 正 夫 様

郵便番号
申請者 住 所
名 称
代表者氏名

印

年度 やまぐち産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業
分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕に係る事業化活動状況報告書

年（ 年） 月 日付けやま産振第 号により交付決定のあった航空
機・宇宙機器研究開発促進事業に関し、 年度の事業化活動状況について、やまぐち
産業イノベーション促進補助金〔航空機・宇宙産業分野（航空機・宇宙機器産業分野）〕交
付要綱第16条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

(別紙) 事業化活動状況報告書

1 県内での事業化に向けた活動状況等

【活動状況】	
年 月	具 体 的 な 内 容
【今後の活動方針】	
【県内での事業化の目途】	

2 知的財産権の出願等の状況

出願番号	出願日	出願人	出願内容

3 事業化

(単位：百万円、人)

事業化内容 (主たる製品)				
年 度	年度	年度	年度	合計
事業化件数				
売上 うち県内				
設備 投資 うち県内				
雇用 うち県内				